資料２－２

# 資金分配団体の役割と機能について

| 役割 | 法の規定に係る機能 |
|---|---|
| | １．民間公益活動を行う団体への助成、貸付け又は出資の適正な実施 |
| ①指定活用団体が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析する。 | ①地域や分野等の多様性を踏まえた社会の諸課題の把握・分析<br>③課題解決に向けた資金支援プログラムの企画・設計 |
| ⑤民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装する。 | ②イノベーションの創出と革新的手法の開発・実装 |
| ②事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成等を行うことなどを通じ、自立した担い手の育成を図る。 | ④案件の発掘及び形成<br>⑤課題解決に最適な民間公益活動を行う団体の選定<br>⑥民間公益活動を行う団体に対する助成等の適正な実施<br>⑦民間公益活動を行う団体の成果評価、検証 |
| ④民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講じる。 | ２．民間公益活動を行う団体の監督 |
| | **審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能** |
| ②事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成等を行うことなどを通じ、自立した担い手の育成を図る。（再掲）<br>③民間公益活動を行う団体に対し、資金支援と併せて経営支援や技術支援といった非資金的支援を伴走型で行う。 | ①民間公益活動を行う団体の継続的なモニタリング<br>②課題解決に向けた非資金的支援（伴走型支援）プログラムの企画、設計及び提供<br>④民間企業や金融機関等の民間資金を民間公益活動に呼び込むための具体策の策定及び実施 |
| | ③必要に応じた複数の連携主体との協働 |